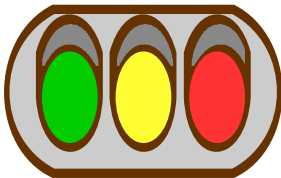


望月交番及び臼田交番における
自動車保管場所業務を終了します。

自動車保管場所証明申請手続

令和7年3月31日（月）まで受け付けます。
令和7年4月1日（火）以降は、佐久警察署で申請をお願いします。
証明書の受取りは、令和7年3月31日（月）までは各交番で、令和7年4月1日（火）以降は佐久警察署で受取りをしてください。
保管場所標章の交付についても、令和7年3月31日（月）までは各交番で行います。

参考：令和7年4月1日標章は廃止されます。



お問合せ先

佐久警察署（交通課） 0267（68）0110
交通規制課（管理係） 026（233）0110
（祝日を除く月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時）

